平成２２年（フ）第３７０号
栃木県小山市西城南１―17―９　レオパレスクレセントＭⅡ205号室、住民票上の住所栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目７番８号
債務者　野平真由美
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７２号
栃木県宇都宮市中今泉４丁目８番１号
債務者　秋元　　学
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７３号
栃木県宇都宮市六道町１番13号　シャトル樹102号、前住所栃木県宇都宮市西３丁目１番５号
債務者　今井　　亘
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１７９号
横浜市港南区港南６丁目４番29号
債務者　小林　建一
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７０号
横浜市金沢区六浦東１丁目６番２―201号
債務者　牧野　常宏
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
岡山市中区四御神342番地４
債務者　今城　久美
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７号
岡山県高梁市川上町地頭786番地３
債務者　西村　京子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８号
岡山市北区今２丁目２番24号　シャンティ今303号
債務者　坂本　京子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８３号
岡山県高梁市原田南町1132番地３
債務者　神﨑　　翠
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７号
岡山市中区四御神342番地４
債務者　今城日出雄
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８号
岡山県玉野市八浜町八浜1484番地４
債務者　稲毛　哲也
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２号
岡山県倉敷市児島塩生350番地１　１―104
債務者　幸高　栄二
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
広島県府中市高木町438番地の１
債務者　観光売店タナカこと　田中　静江
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３８号
広島県府中市上下町上下833―１、住民票上の住所広島県府中市木野山町940番地３
債務者　田原　牧子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月９日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６６号
広島県福山市神辺町大字川南3076番地１
債務者　下山　一夫
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５７号
石川県加賀市松が丘１丁目１番地９
債務者　東尾榮之進
１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後２時
金沢地方裁判所小松支部